



若桜町監査告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和4年2月21日（月）及び同月22日（火）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 令和3年4月から12月に実施した定期監査の結果及び財政援助団体等の監査結果における指摘事項等に係る現状等について
 - ① 監査の範囲：議会及び出納室を除く各課等。ただし、令和4年2月1日付若桜町監発第45号のにぎわい創出課分は監査の範囲外。
 - ② 監査の方法：監査の結果に係る現状、改善状況について、職員から口述又は提出された資料を基に説明を求め、確認した。
 - (2) 令和2年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について（報告）（令和3年10月20日付若桜町総発619号）における「◎ 留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について」に係る現状等について
 - ① 監査の範囲：「◎ 留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について（1）～（13）」の全ての事項。
 - ② 監査の方法：「◎ 留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について」に係る現状、改善状況について、職員から口述等を求め、確認した。
 - (3) 各課等の事務事業について
 - ① 主な事業の進捗状況等について
特に必要と思われる事業について、基本的には職員から口述等による説明を求め実施した。

にぎわい創出課については、若桜町産品販売促進業務委託の事業実績について、職員から資料による説明を求めて実施した。

- ② 工事・委託事業・備品購入執行状況等の進捗状況について課長等から資料の提出及び説明を求め実施した。
- ③ その他、所管に関することについて基本的には各課長等から説明を求め実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 定期監査の結果及び財政援助団体等の監査結果における指摘事項等について、報告のとおり事務事業が執行されているか。
- (2) 令和2年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(報告)(令和3年10月20日付若桜町総発619号)における「◎ 留意、検討を要する事項にかかる検討結果及び今後の改善実施計画等について」に係る現状等について、事務事業の進捗管理がされているか。
- (3) 3(3)①について、法令を遵守して事務事業が執行されているか。また、②について、工事等は遅滞なく計画的に進められているか。

5 監査の結果

3(1)及び(2)について、概ね改善されている事項もあるが引き続き検討を要する事項は次のとおりであり、今後の定期監査等においてもその後の状況等について適宜報告していただくよう対処されたい。

なお、3(3)についての指摘事項等は特になし。

(1) 地域情報通信基盤施設について

住民サービスを念頭に置きつつ、経費と施策の効果を十分に見極めながら今後の方向性についてスピード感をもって継続して研究、検討を重ねられたい。

(2) 地籍調査事業の推進について

人員体制の増強など、着実に前に進む努力をされるよう望む。

(3) 迎賓館管理運営事業について

今年度の利用は1団体4名である現状は、相応とは言い難い。早急に有効利用できるよう、所有者との協議を継続されたい。

(4) 有限会社若桜農林振興への継続支援等について

経営改善に向けた指導、協力、支援を行いながら、町内農地の活用を推進していただきたい。

(5) 「統一的な基準による地方公会計財務書類」の活用について

適正・適切な財政運営のため、財務状況に関する職員の情報共有

も必要と思われる。職員の理解が深まるよう、財務諸表の理解を促進するための研修などの実施に努めていただきたい。

(6) 施設の老朽化対策と財産（土地、建物等）の活用について
現在ある施設や財産の有効利用に努めつつ、将来にわたる維持管理に要する経費を考慮され、さらには縮小、統廃合等も視野に入れながら効率的な利活用をされるよう望む。

(7) 内部統制制度への早期取り組みについて
内部統制制度のためのその前段として、現在行っている業務プロセスについて可視化するなど、リスク管理体制等の見直しをしていただくよう対応をお願いしたい。

以上